セーフティ・バッグ保護預り規定

1. (セーフティ・バッグ保護預り契約の成立)

セーフティ・バッグ保護預りの使用に係る契約(以下「この契約」といいます。)は、お客さまからこの契約に係る当金庫所定の申込書の提出による申込みを受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

このセーフティ・バッグ保護預り(以下「この保護預り」といいます。)は、第16条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの保護預りの使用申込をお断りするものとします。

3. (セーフティ・バッグの使用)

この保護預りでは、保管物は当金庫所定のセーフティ・バッグに収納したうえ、預けてください。

- 4. (保管物の範囲)
- (1) セーフティ・バッグには、次に掲げるものを収納することができます。
 - ① 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ② 公社債券、株券その他の有価証券
 - ③ 貴金属・宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前各号に掲げるものについても、火薬・爆発物・化学薬品・腐敗物である等の相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- 5. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け 主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるも のとします。継続後も同様とします。

6. (使用料)

- (1) この保護預りの使用料は、当金庫所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、預け主が指定した預金口座から自動引落しの方法により払出しのうえ使用料に充当します。 なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により お支払いいただきます。
- (2)使用料は金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

7. (鍵の保管)

セーフティ・バッグの鍵正副 2 個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ預け主が 届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

- 8. (セーフティ・バッグの受け渡し等)
- (1) セーフティ・バッグの受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が 当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2) セーフティ・バッグの受け渡しまたは保管の依頼をするときは、セーフティ・バッグが施錠されていることを確認してください。
- (3) セーフティ・バッグの開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (4) 保管物の出し入れは当金庫所定の場所で行ってください。また、セーフティ・バッグは、その場所以

外へは持出さないでください。

9. (届出事項の変更等)

- (1)次の場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、 当金庫は責任を負いません。
 - ① 正鍵の紛失、毀損、盗難の場合
 - ② ご印章の変更・紛失・損傷、盗難の場合
 - ③ 名称、代表者、代理人、住所等届出事項を変更の場合
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、 到達しなかったときまたは預け主もしくは代理人が到達を妨げたときでも、通常到達すべき時に到達 したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預け主または代理人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見 人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に当金庫が過失なく預け主または代理人の行為能力に制限がないと判断して行った 取引については、預け主または代理人およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継 人が取消しを主張できない有効な取引として扱います。

11. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章または正鍵を失った場合のセーフティ・バッグの受け渡しは、当金庫所定の手続きをした後に 行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2)正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取り替えに要する費用をお支払いいただきます。
- 12. (セーフティ・バッグ等の変更)

第11条第2項の場合またはセーフティ・バッグ(錠前を含む)の毀損、不調等が生じた場合に、当金庫がセーフティ・バッグまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

13. (印鑑照合等)

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティ・バッグの受け渡しその他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

14. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の 故障等が発生したため、セーフティ・バッグの受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、こ のために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3)預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

15. (取引等の制限)

(1) 当金庫は、預け主ならびに代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期

限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預け主ならびに代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、開鍵等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 3年以上この保護預りの利用がない場合には、開鍵等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預け主ならびに代理人は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預け主ならびに代理人が当金庫に届出た在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、開鍵等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4)前3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預け主ならびに代理人の回答、具体的な取引の内容、 預け主ならびに代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、 テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、開鍵等の 本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5)前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預け主ならびに代理人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ、セーフティ・バッグおよび正鍵を直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第11条に準じて取扱います。
- (2)次の各号の一でも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。 第5条により、契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が使用料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当金庫もしくは第三者 に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、 当金庫はこのセーフティ・バッグの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解 約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項 と同様の手続きをしたうえセーフティ・バッグを明渡してください。
 - ① 預け主がセーフティ・バッグ使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってす

- るなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる 関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する こと
- ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前3項によるセーフティ・バッグの返却、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。この場合第6条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額の返却の日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項によるセーフティ・バッグの返却、正鍵の返却等の手続きが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用してセーフティ・バッグを開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫はセーフティ・バッグの開鍵に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主負担とします。
- (6)使用料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに 充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありし だい直ちにお支払いください。

17. (保管物の一時引き取り等)

- (1) セーフティ・バッグの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当金庫が保管物の 一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は預け主にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または 当金庫が相当と認める第三者にセーフティ・バッグの保管を委託することができるものとします。
- (3) 当金庫が預け主に対し、第1項に基づく一時引取りまたはセーフティ・バッグの変更の請求を行った にもかかわらず、当金庫からの通知の不到達その他の事由により預け主がこれに応じない場合、当金 庫は副鍵を使用してセーフティ・バッグを開鍵のうえ、保管物を別途管理し、または、セーフティ・ バッグを変更する等、セーフティ・バッグの修繕、移転等に必要な措置を講ずることができるものと します。
- (4) 前項に基づく当金庫の措置により、預け主に損害が発生したとしても、当金庫はその責任を負いません。 ただし、当該損害が、当金庫の故意または過失により発生した場合には、この限りではありません。
- (5) 第3項に基づく当金庫の措置に際し、費用が発生した場合には、当金庫は預け主に対して当該費用を請求いたします。

18. (緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用してセーフティ・バッグを開鍵し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) セーフティ・バッグおよび鍵は譲渡・質入れまたは転貸することはできません。

20. (規定の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

5